

「市税等のコンビニエンスストア等納付サービス」の開始について

市税等を納付される皆さんの利便性向上のため、令和 2 年 4 月 1 日からコンビニエンスストア等での納付サービスを開始しております。納付できるのは令和 2 年度当初賦課以降に発行される市民税等納付書に基づく納付であり、全国のほとんどのコンビニエンスストアで、営業時間内いつでも納付できるようになっております。

また、MMK（収納サービス端末）（※ 1）が設置されているスーパーマーケットやドラッグストア、東北 6 県内のゆうちょ銀行、郵便局でも納付が可能となっているとともに、一定のスマートフォンアプリの利用も可能となっております。

- 1 サービス開始日 令和 2 年 4 月 1 日（水）
- 2 対象税目等 市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料（※ 2）、後期高齢者医療保険料（※ 2）
- 3 新たに納付可能となる店舗等
 - (1) 全国の以下のコンビニエンスストア（50 音順）
くらしハウス、コミュニティ・ストア、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、セブンイレブン、タイエー、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハセガワストア、ハマナスクラブ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、ローソンストア 100
 - (2) MMK 設置店（50 音順）
市内では、ツルハドラッグ矢本関の内店、ツルハドラッグ矢本店、ヨークベニマル矢本店、ヤマザキ Y ショップ松島基地店
 - (3) 利用可能なスマートフォンアプリ（50 音順）※ 3
「支払秘書」「PayB」「PayPay」「LINE Pay 請求書支払い」

以上のほか東北地区のゆうちょ銀行、郵便局でも納付可能です。

- 4 手数料 無料

- ※ 1 MMK：(株)しんきん情報サービスの提供する収納サービスで、マルチメディアキオスクの略。MMK 端末を置いた店舗で納付が可能です。
- ※ 2 介護保険料と後期高齢者医療保険料については、東北地区のゆうちょ銀行、郵便局で納付書での納付が可能になりました。
- ※ 3 領収書は発行されませんので、領収書や継続車検用証明書が必要な方は、コンビニエンスストア又は金融機関窓口で納付願います。また、スマホ利用に伴う通信料等は、利用者負担となります。